

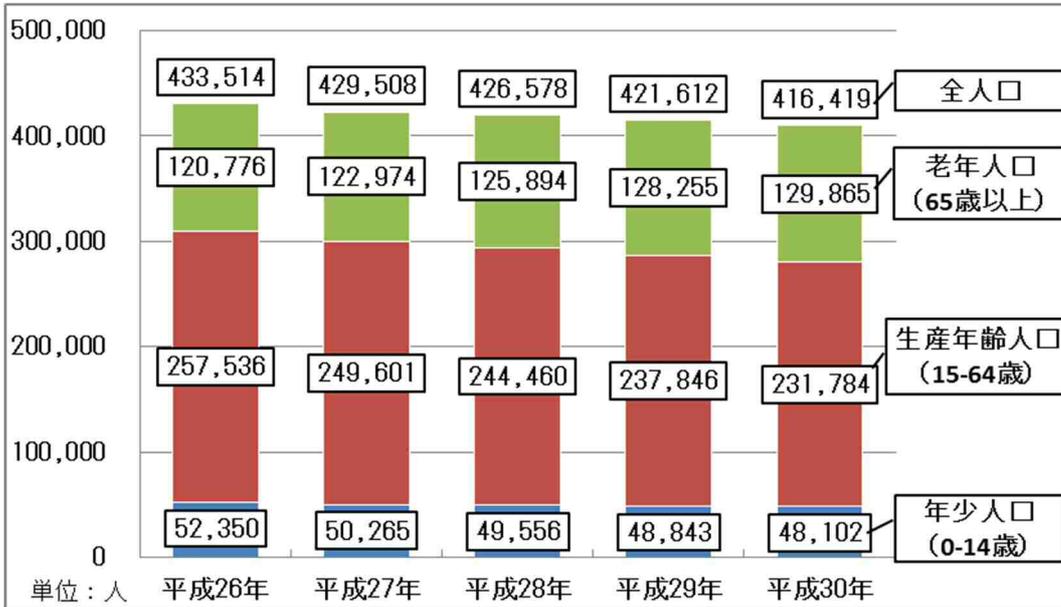
第2章 長崎市の子どもと 子育て家庭を取り巻く 現状と課題

1 長崎市の子どもと子育て家庭の現状

(1) 人口

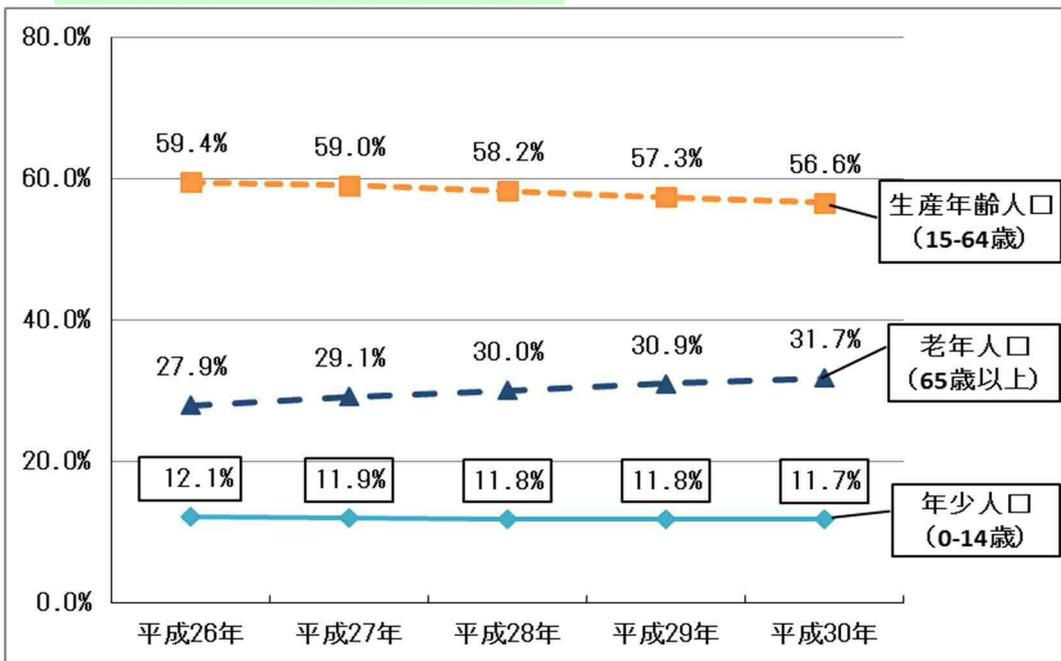
- 長崎市の人口は年々減少傾向にあり、年少人口（0～14歳）も減少傾向が続いており、全体の12%弱の割合で推移しています。
- 老年人口は年々増加し、全体の30%を超える割合になっています。

《長崎市の年齢3区分別人口の推移（各年10月1日現在）》



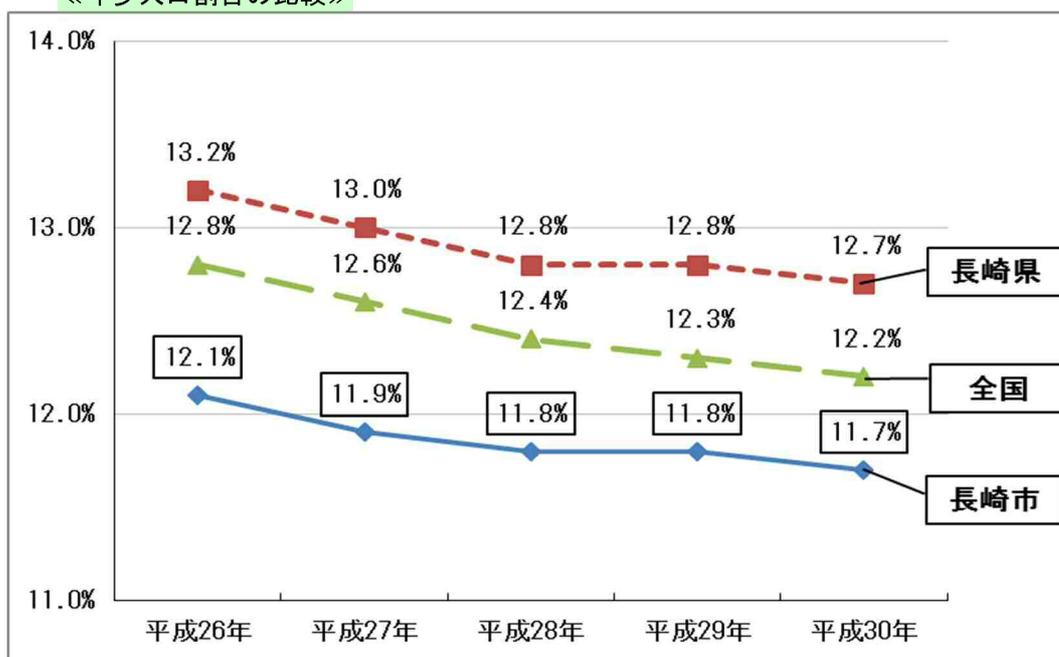
【資料：「国勢調査」、「長崎市統計年鑑」】

《長崎市の年齢3区分別人口割合の推移》



【資料：「国勢調査」、「長崎市統計年鑑」】

《年少人口割合の比較》

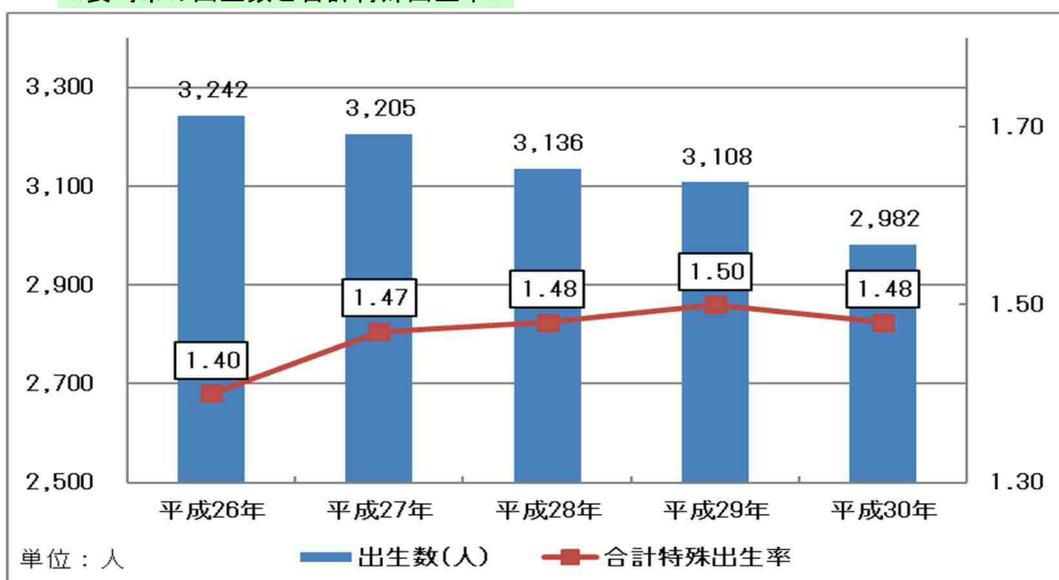


【資料：「国勢調査」「長崎市統計年鑑」「長崎県勢要覧」総務省「推計人口」】

(2) 出生数と合計特殊出生率

- 長崎市の子どもの出生数は、平成26年には3,300人を下回り、その後も減少が続いています。
- 合計特殊出生率²は、平成30年は1.48となり平成27年以降、全国平均を上回っているものの、県平均よりも低い水準にあります。

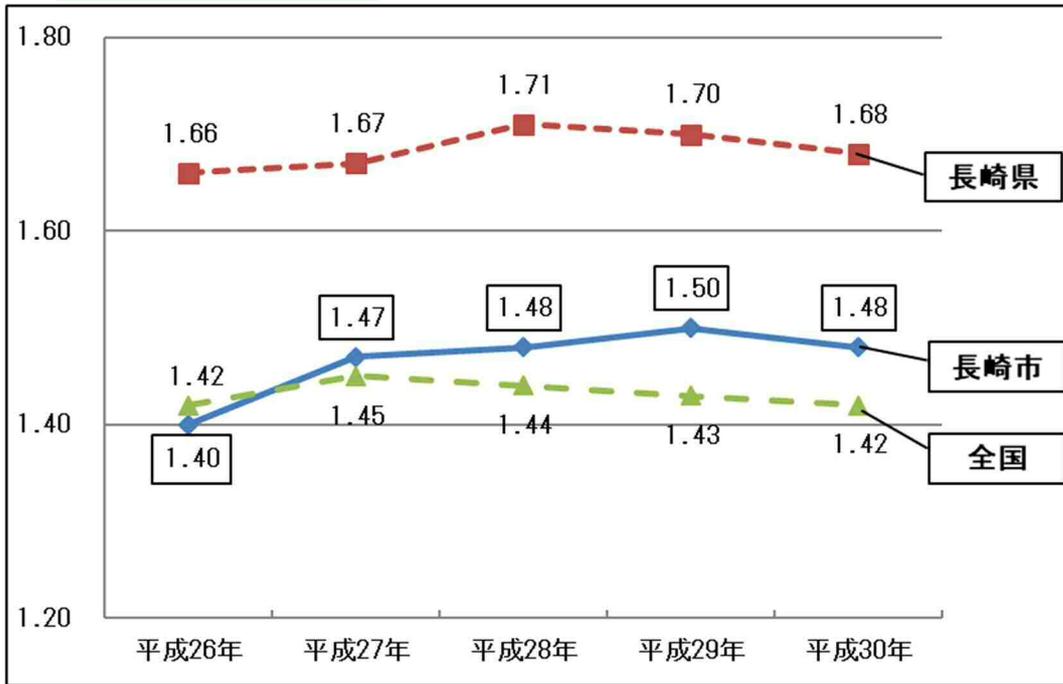
《長崎市の出生数と合計特殊出生率》



【資料：「長崎市統計年鑑」「長崎市の保健行政」】

² 合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に生むと想定される子どもの数に相当します。

《合計特殊出生率の比較》

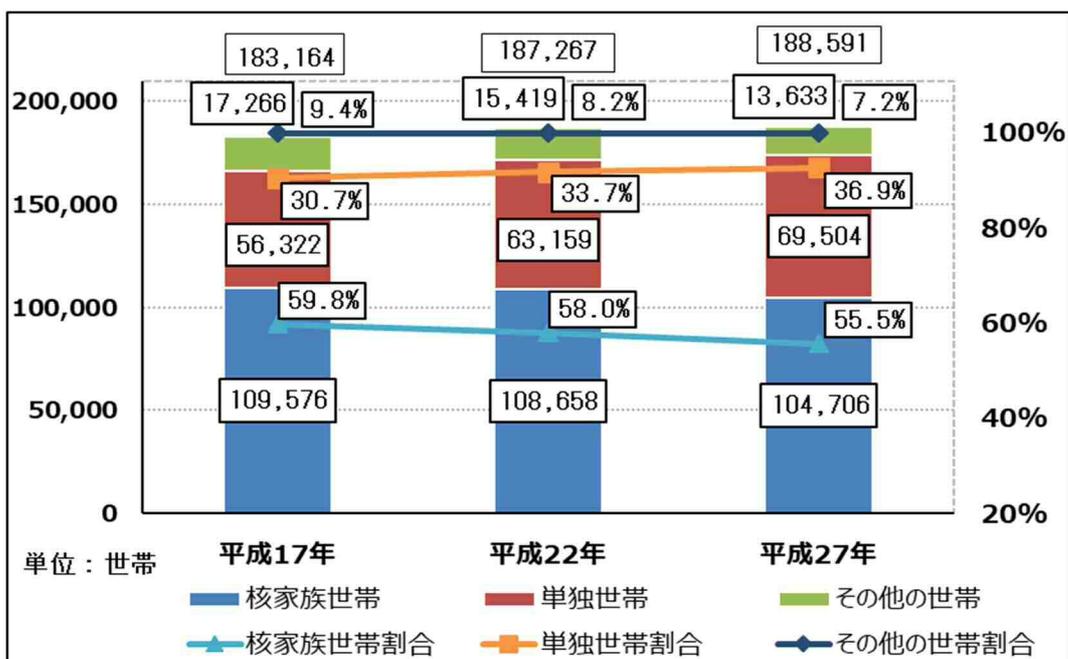


【資料：「長崎市の保健行政」】

(3) 世帯

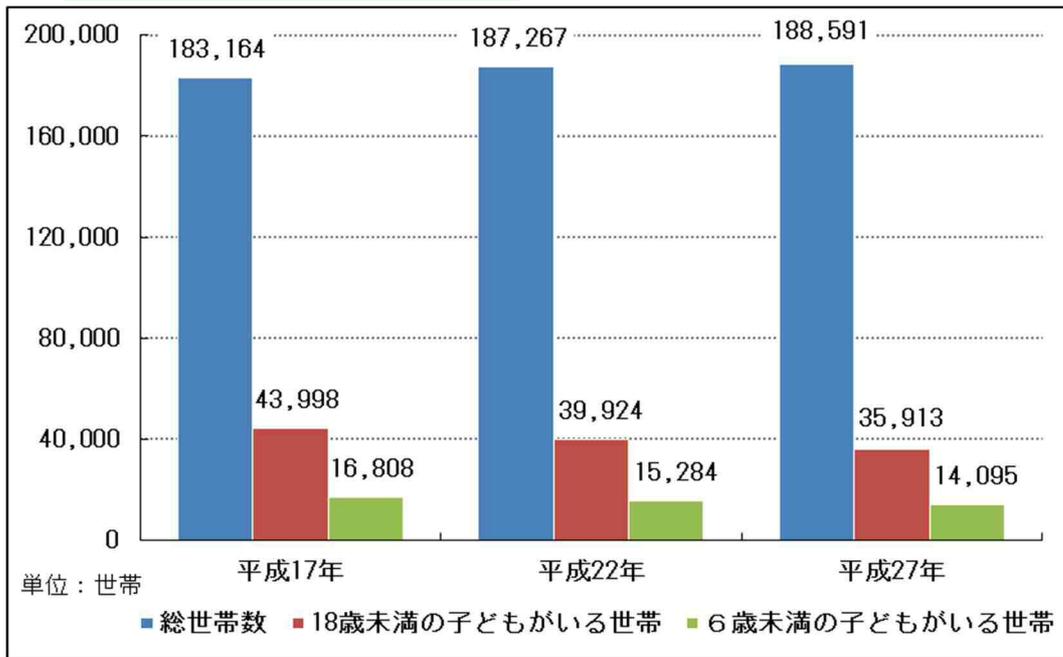
- 単独世帯の増加に伴い、核家族世帯、その他の世帯の割合が減少しています。
- 世帯総数は増加していますが、子どもがいる世帯数は減少しています。
- 母子世帯、父子世帯は減少傾向にあります。

《長崎市の世帯状況》



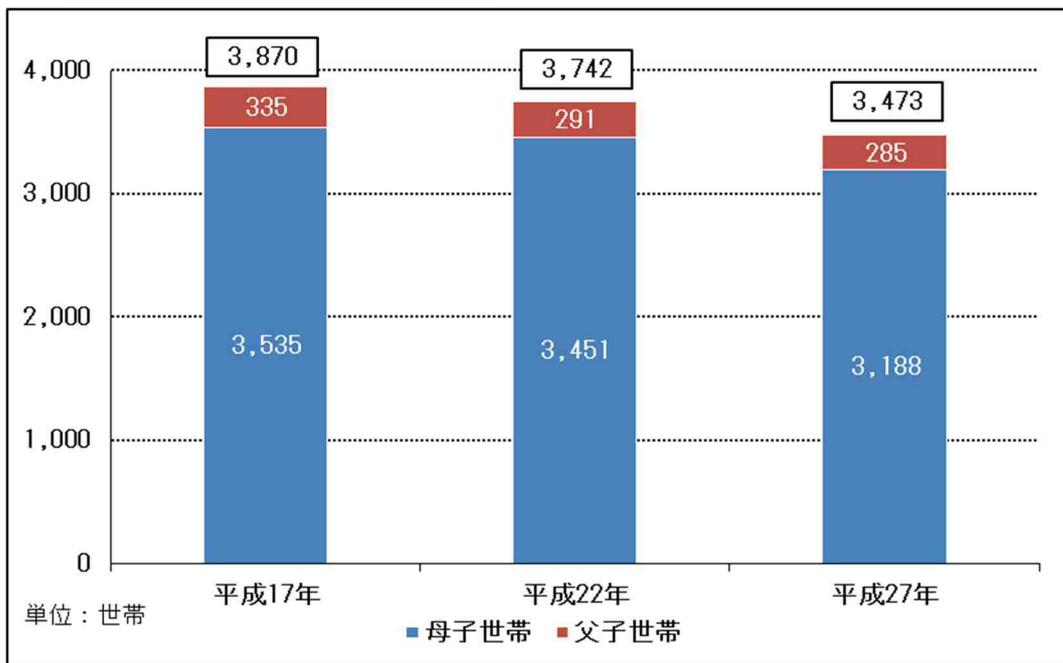
【資料：「国勢調査」】

《長崎市の子どもがいる世帯の状況》



【資料：「国勢調査」】

《長崎市の母子・父子世帯の状況》



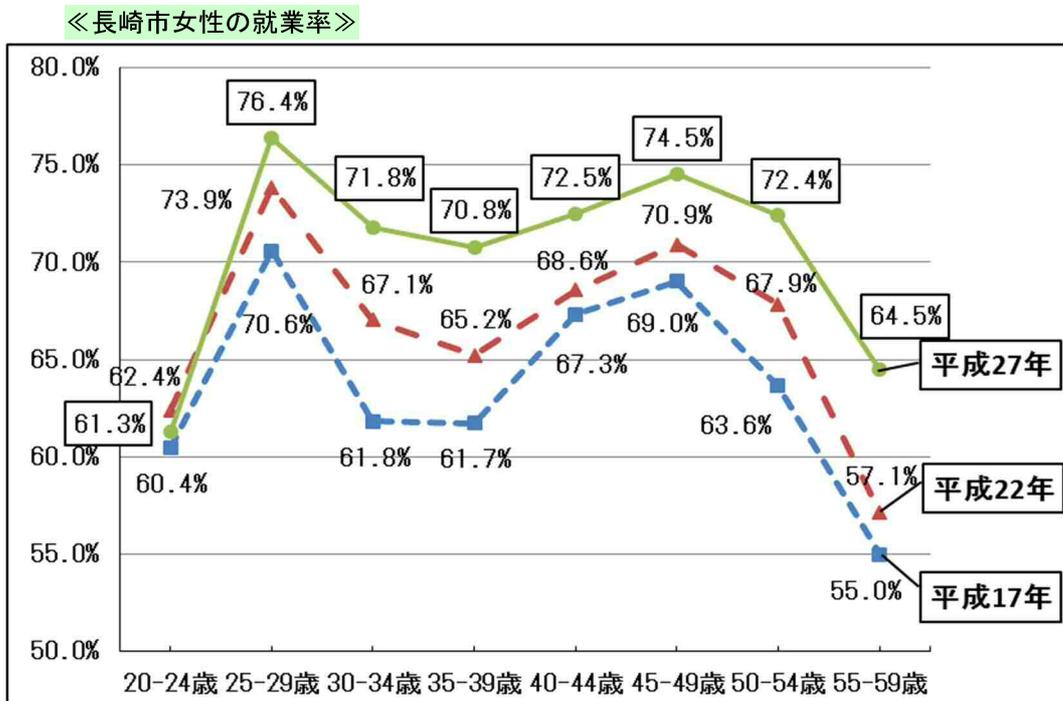
【資料：「国勢調査」】

※母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

※父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

(4) 女性の就業状況

- 女性の就業率は上昇しており、女性の労働意欲の高まりや、共働き世帯の増加などが進んでいることがうかがえます。
- 全体的にM字カーブを描いていますが、ゆるやかなカーブに変化してきています。



【資料：「国勢調査」】

2 長崎市子ども・子育て支援の現状と課題

(1) 幼児期の教育・保育

量の見込みと確保策の考え方は、P61～69 参照

[現状と課題]

小学校就学前の児童数（0～5歳）は、毎年減少傾向にあり、今後も減少することが見込まれますが、共働き世帯の増加などにより、保育所等へ子どもを預けたいというニーズは増加傾向にあります。

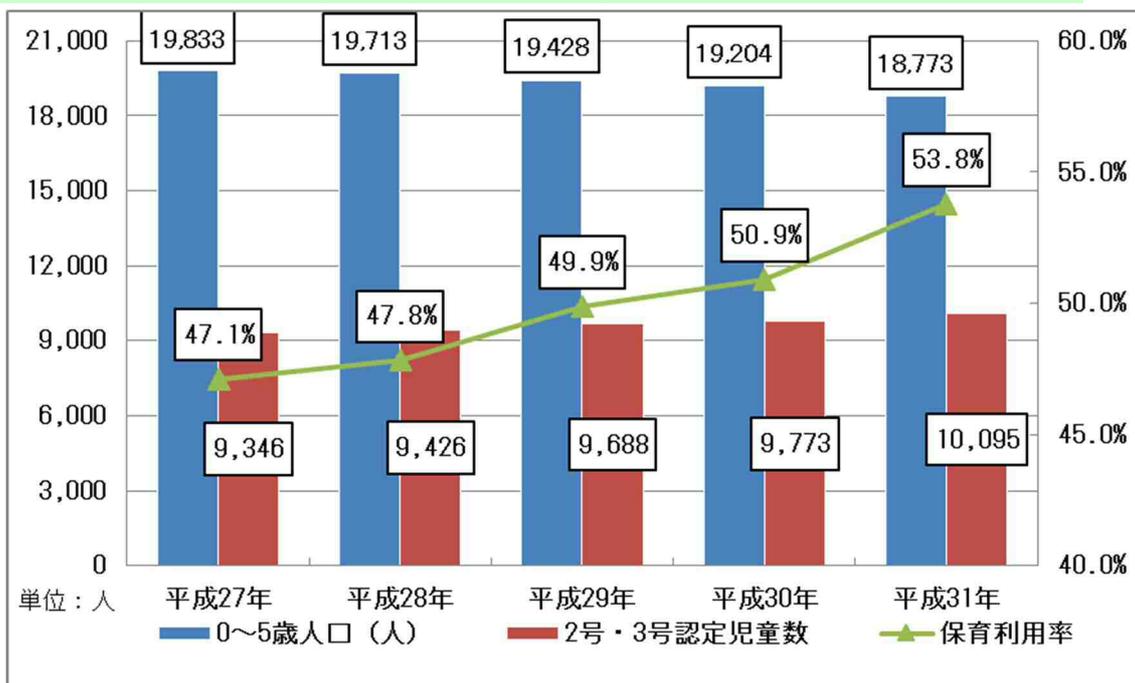
平成27年度から平成30年度の間に、民間の保育所及び認定こども園の施設整備、認定こども園への移行促進や定員変更等により定員枠が956人分増え、また、待機児童については、他に利用可能な施設がある場合において、これまで、2箇所以上の施設を希望している場合は待機児童としていましたが、特定の施設を希望して待機している場合には待機児童数には含めないこととしたこと、また、入所未決定の保護者に対し、希望施設以外で入所可能な施設の情報を提供し入所につなげたこと等により、保育所等待機児童は0人（平成31年4月1日現在）となりました。

しかしながら、年度途中の入所希望児童については、可能な限り受入れを行っているものの、地域によっては定員数が不足していることや、入所希望の地域・施設に偏りがあり、年度末に向けて待機児童が発生している状況です。

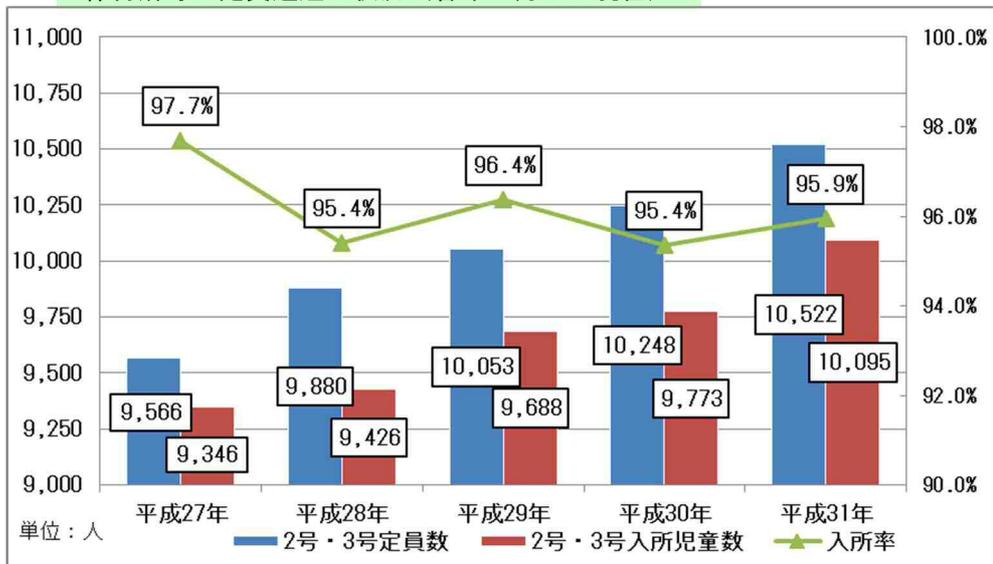
一方、幼稚園の在園児数は減少しており、平成27年度から平成30年度の間に、1号認定児童数は、340人減少しています。

今後も、定員数の不足が見込まれる区域については、民間の保育所及び認定こども園の施設整備や認定こども園への移行を促進する必要があります。

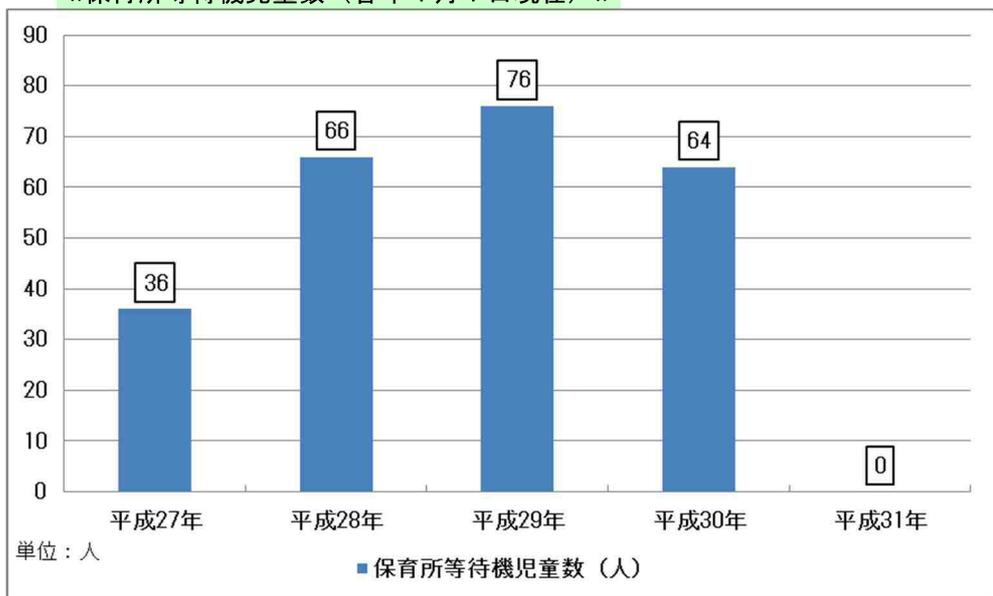
《就学前児童（0～5歳）の保育所・認定こども園（保育）利用状況（各年4月1日現在）》



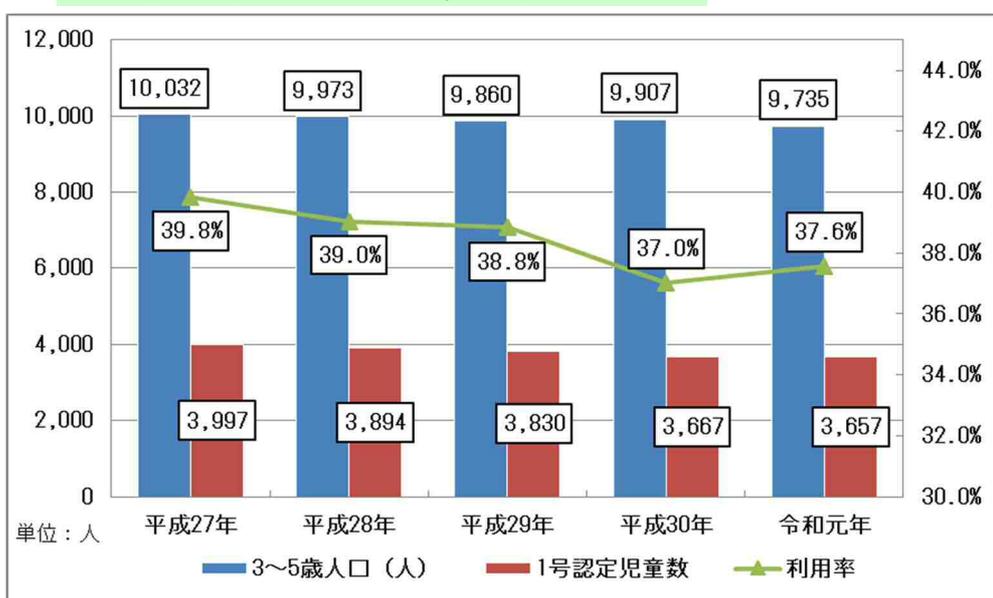
《保育所等の定員超過の状況（各年4月1日現在）》



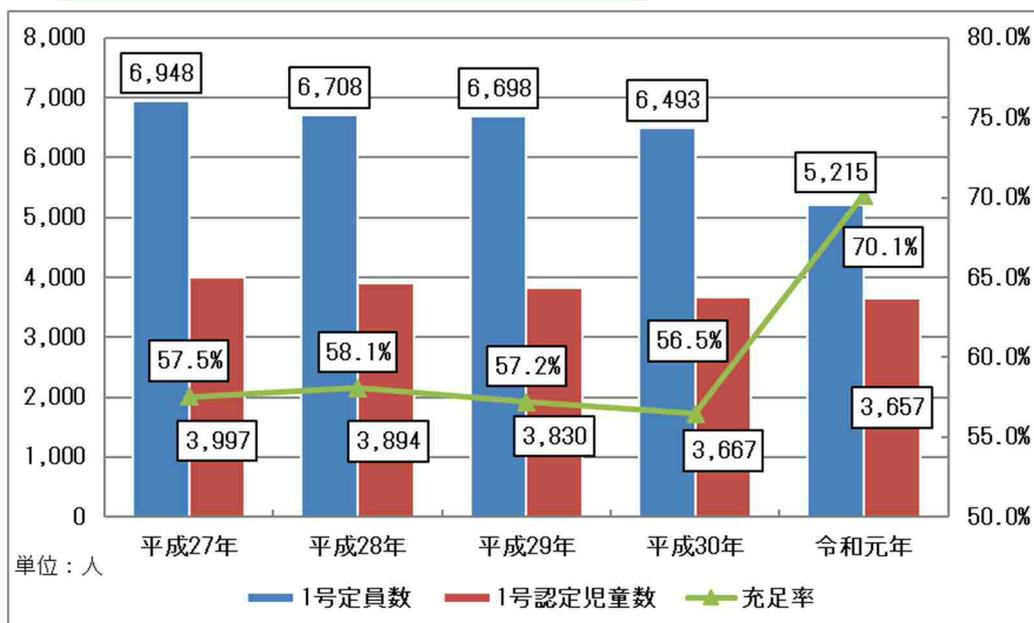
《保育所等待機児童数（各年4月1日現在）》



《3～5歳児の幼稚園利用状況（各年5月1日現在）》



《幼稚園の定員と児童数（各年5月1日現在）》

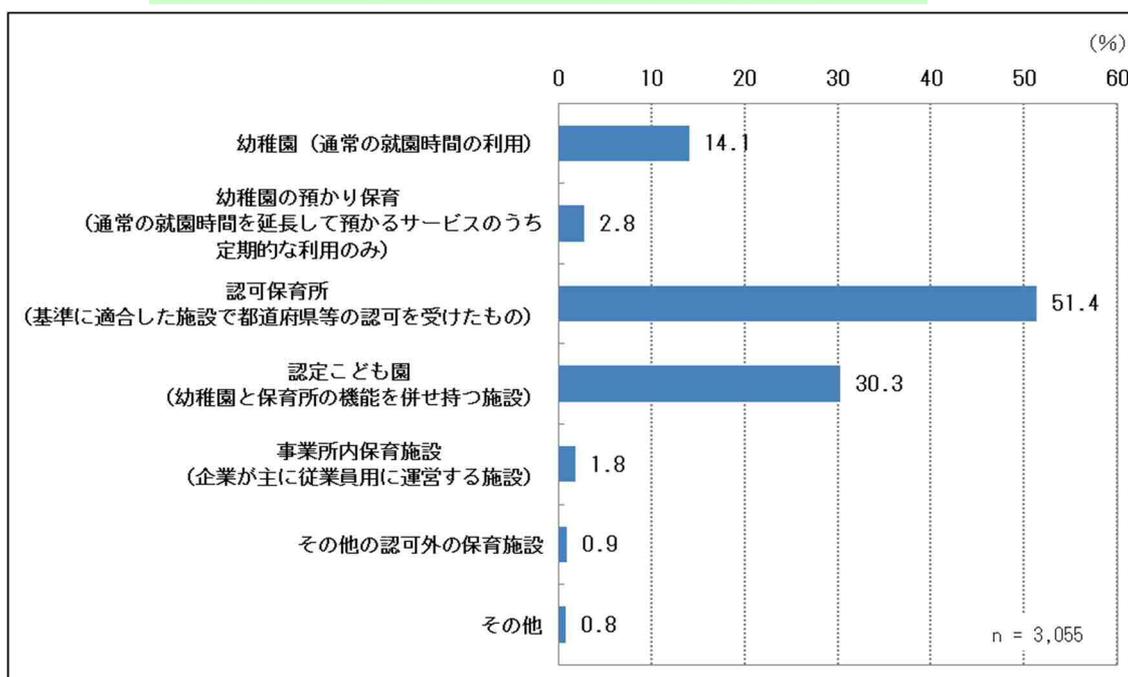


【ニーズ調査結果】

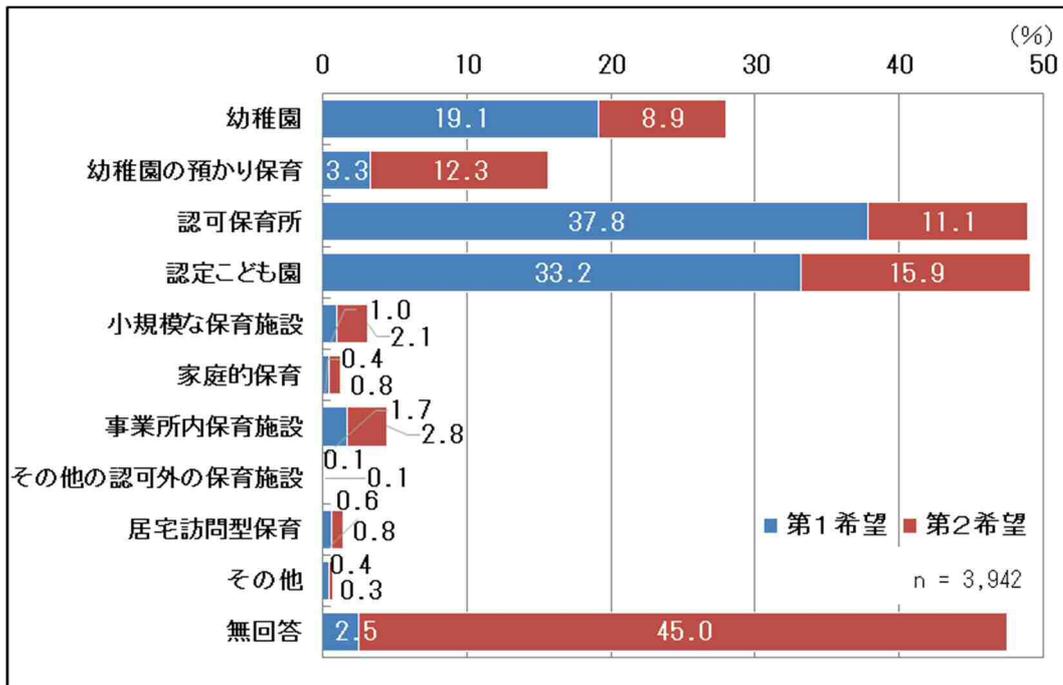
※「n」とあるのは回答者数を表しています。比率は、少数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、[複数]は回答を2つ以上選択してもよいものであり、比率の合計が100%にならない場合があります（以下、全てのニーズ調査結果において同様）。

- 就学前児童（現在、定期的な教育・保育サービスを利用していない児童を除く）の平日（月～金曜日）の定期的な教育・保育サービスの利用状況は、①認可保育所（51.4%）、②認定こども園（30.3%）、③幼稚園（14.1%）となっています。
- 就学前児童の平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望（第1希望）は、①認可保育所（37.8%）、②認定こども園（33.2%）、③幼稚園（19.1%）となっています。

《定期的な教育・保育サービスの利用状況（就学前児童調査）》



《平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望（就学前児童調査）[複数]》



(2) 地域の子ども・子育て支援

①延長保育事業

量の見込みと確保策の考え方は、P74～75 参照

[概要]

保育が必要であると認定（2号、3号認定³）を受けた子どもが、保育所、認定こども園において、通常の利用日（平日、土曜日）及び利用時間以外に保育を希望する場合に、保育を実施する事業。

[現状と課題]

平日、土曜日の延長保育については、多くの認定こども園及び保育所で実施（私立117施設のうち115施設、公立6施設全て（平成30年度実績））されており、ニーズには概ね対応できています。しかし、休日（日曜、祝日）の保育のニーズについては、認可保育所等では受け入れを行っていないため対応できていません。

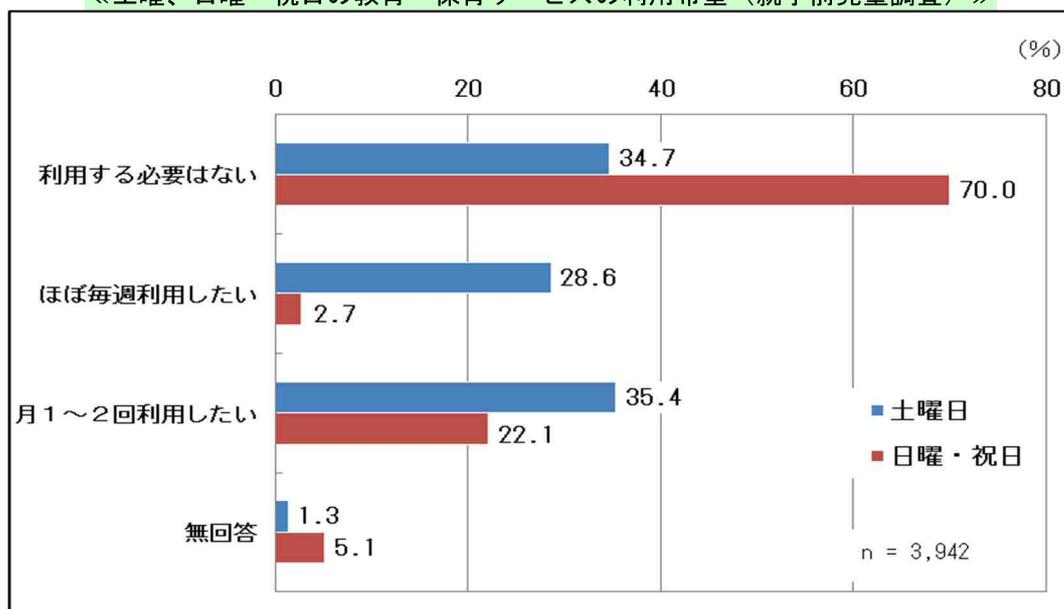
今後は、既に実施している認可外保育施設等の周知を含め、ニーズに対応できる方法を検討していく必要があります。

【ニーズ調査結果】

- 就学前児童の保護者の「土曜日の教育・保育サービスの利用希望」は、「ほぼ毎週利用したい」が28.6%、「月1～2回利用したい」が35.4%で両方合わせると、64.0%が利用を希望しています。

一方、「日曜・祝日の教育・保育サービスの利用希望」は、「利用する必要はない」が70.0%、「月1～2回」が22.1%、「ほぼ毎週」が2.7%となっています。

《土曜、日曜・祝日の教育・保育サービスの利用希望（就学前児童調査）》



³ 1号認定：満3歳以上で保育の必要性がない子ども
2号認定：満3歳以上で保育の必要性がある子ども
3号認定：満3歳未満で保育の必要性がある子ども

②一時預かり事業

【幼稚園型】

量の見込みと確保策の考え方は、P76～77 参照

【概要】

幼稚園に通う子どもが、通常の利用時間終了後に、保護者の事情により家庭で保育を受けることができない場合に、幼稚園において一時的に預かる事業。

【現状と課題】

幼稚園における預かり保育は、利用実績の増加に対し、実施施設も増加しており、預かり枠の確保ができていないため、概ねニーズには対応できています。

今後は、保護者の多様なニーズに対応するため長時間や土曜日の利用等について検討していく必要があります。

【幼稚園型以外】

量の見込みと確保策の考え方は、P78～80 参照

【概要】

保護者の事情により、家庭において一時的に保育を受けることができない場合に、保育所等において一時的に預かる事業。

【現状と課題】

長崎市全体では、預かり枠は概ね確保できています。

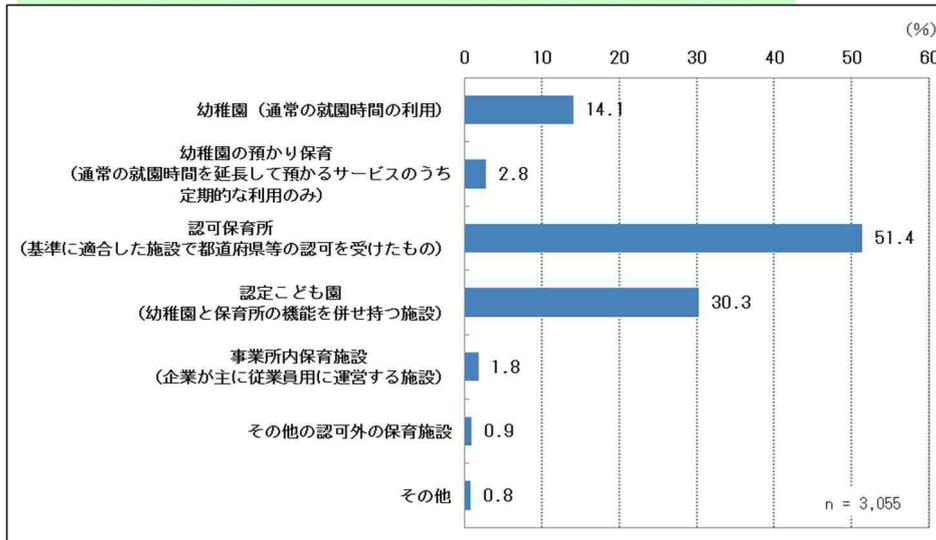
しかしながら、区域ごとのニーズに応じた預かり枠の確保ができていないため、区域によっては、不足している区域もあります。また、定員設定を行っていない一時保育では、入所児童数の増により一時保育に対応できていない場合もあります。

今後も、定員設定を行う一時預かり事業の実施を推進していく必要があります。

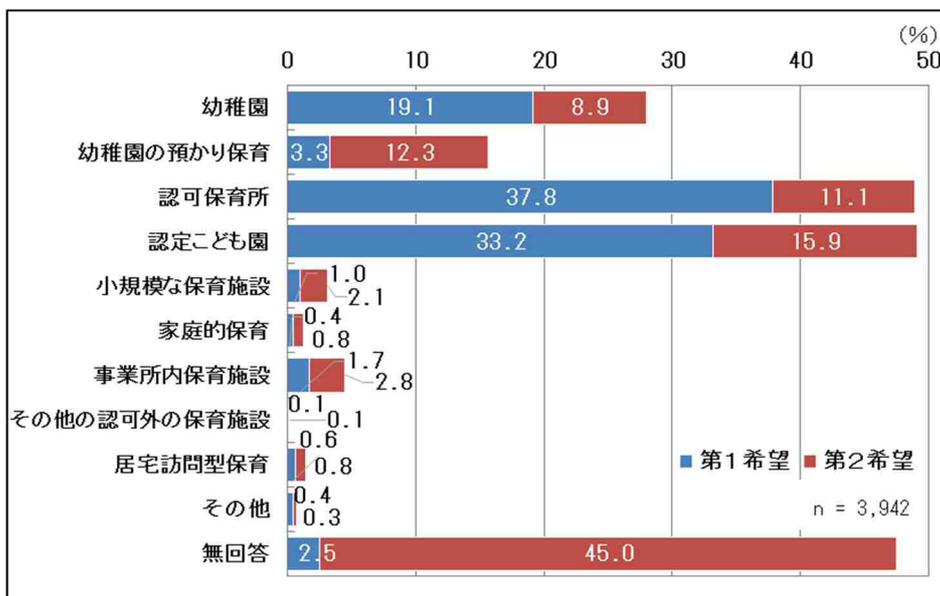
【ニーズ調査結果】

- 就学前児童の「平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況」では、幼稚園の預かり保育は 2.8%、「平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望（第1希望）」では、幼稚園の預かり保育は 3.3%となっています。
- 就学前児童の保護者のうち、「認定こども園での一時預かり」を「聞いたことがある」は 84.7%、「利用したことがある」は 20.3%、「今後利用したい」は 41.1%となっています。

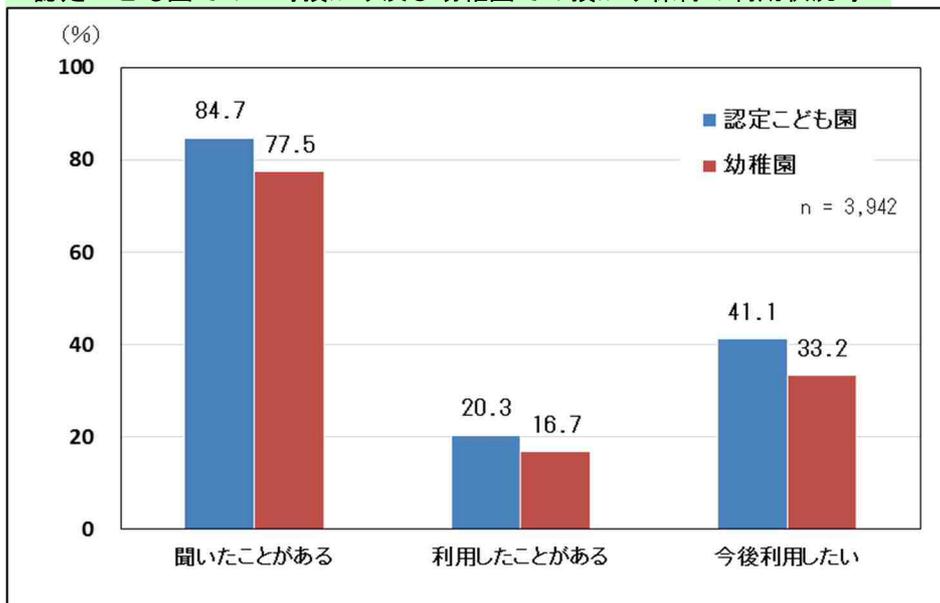
《定期的な教育・保育サービスの利用状況（就学前児童調査）》



《平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望（就学前児童調査）[複数]》



《認定こども園での一時預かり及び幼稚園での預かり保育の利用状況等》



③地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

量の見込みと確保策の考え方は、P81 参照

[概要]

就学前児童（概ね3歳未満児）及びその保護者が相互交流できる場所を身近に開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。

[現状と課題]

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母等や近隣の方々からの子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況にある中で、子育ての負担や不安、孤立感を軽減するために、身近な場所で子どもやその保護者が交流できる場は引き続き必要となっています。

市内 10 箇所（平成 31 年 4 月 1 日現在）に設置していますが、利用組数は増加傾向にあり、平成 30 年度には年間延 26,000 組を超える親子が利用しています。

利用者が、より身近な場所で利用できるよう未設置区域について、早急に設置を進めていく必要があります。

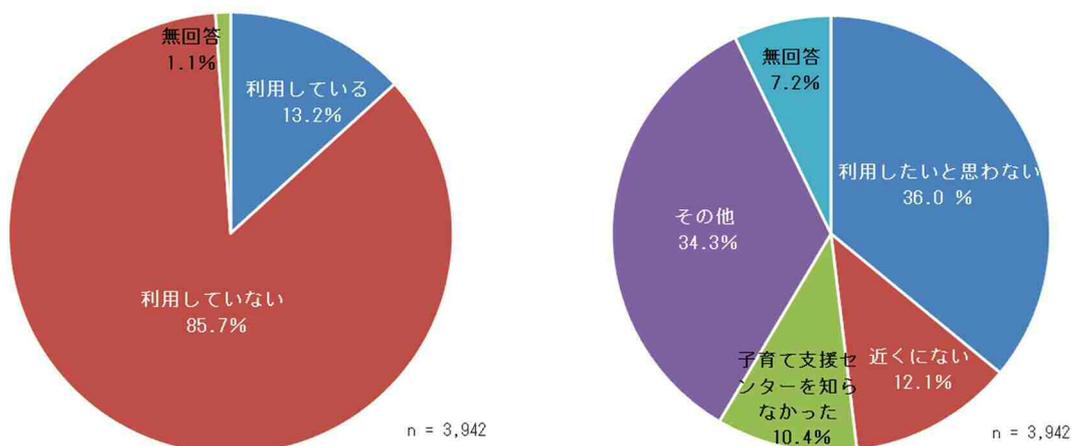
《子育て支援センター利用実績》

年度	H26	H27	H28	H29	H30
設置数	10 箇所				
延利用組数	25,705 組	25,402 組	25,528 組	25,899 組	26,217 組

【ニーズ調査結果】

- 子育て支援センターを「利用している」は 13.2%、「利用していない」は 85.7%となっており、「利用していない理由」は、「利用したいと思わない」が 36.0%、「近くにない」が 12.1%、「子育て支援センターを知らなかった」が 10.4%と続いています。

《子育て支援センターの利用状況及び利用していない理由（就学前児童調査）》



④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

量の見込みと確保策の考え方は、P82～83 参照

[概要]

地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業。

[現状と課題]

会員数、活動回数ともに増加傾向にありますが、おねがい会員の数に対し、まかせて会員の数が少ない状況が続いており、時間帯や支援内容によっては、身近な地域の中でマッチングができない場合があります。

身近な地域の中で助け合いができるように、まかせて会員の数を増やすなど、おねがい会員が利用しやすい環境を引き続き整備していく必要があります。

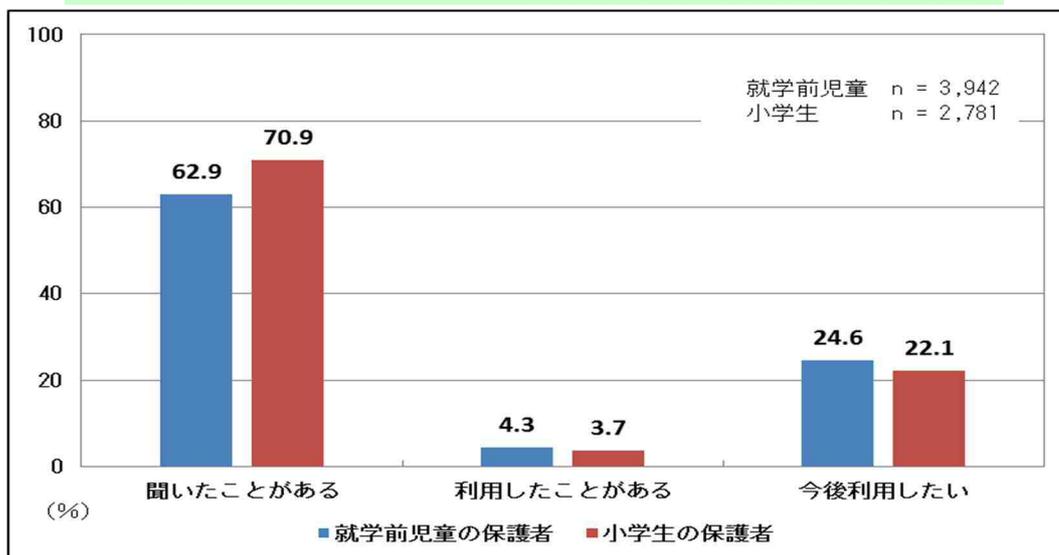
《ファミリー・サポート・センター会員、活動実績》

年度	H26	H27	H28	H29	H30
まかせて会員	399 人	440 人	491 人	518 人	549 人
おねがい会員	879 人	974 人	918 人	948 人	997 人
どっちも会員	70 人	74 人	70 人	70 人	73 人
延活動回数	1,824 回	1,628 回	2,178 回	1,717 回	2,124 回

【ニーズ調査結果】

- ファミリー・サポート・センターを「聞いたことがある」は就学前児童の保護者が 62.9%、小学生の保護者が 70.9%となっており、「利用したことがある」は就学前児童の保護者が 4.3%、小学生の保護者が 3.7%となっています。また、「今後利用したい」はどちらも 20%台となっています。

《ファミリー・サポート・センターの利用状況等（就学前児童・小学生調査）》



⑤病児・病後児保育事業

量の見込みと確保策の考え方は、P84 参照

[概要]

保護者が就労等で、病気やその回復期にある児童を家庭で保育できない時に、小児科医院等に付設された専用スペース等で看護師等が保育する事業。

[現状と課題]

地区が異なる市内5箇所（令和2年3月現在：小児科医院4箇所、保育所 1 箇所）において事業を実施しており、保護者の利便性が高く、利用がしやすい状況にあります。施設によっては、感染症の流行等の繁忙期に利用できない場合もありますが、繁忙期以外は比較的預かりができています。

今後も利用者のニーズを把握し、必要に応じて配置の検討を行う必要があります。

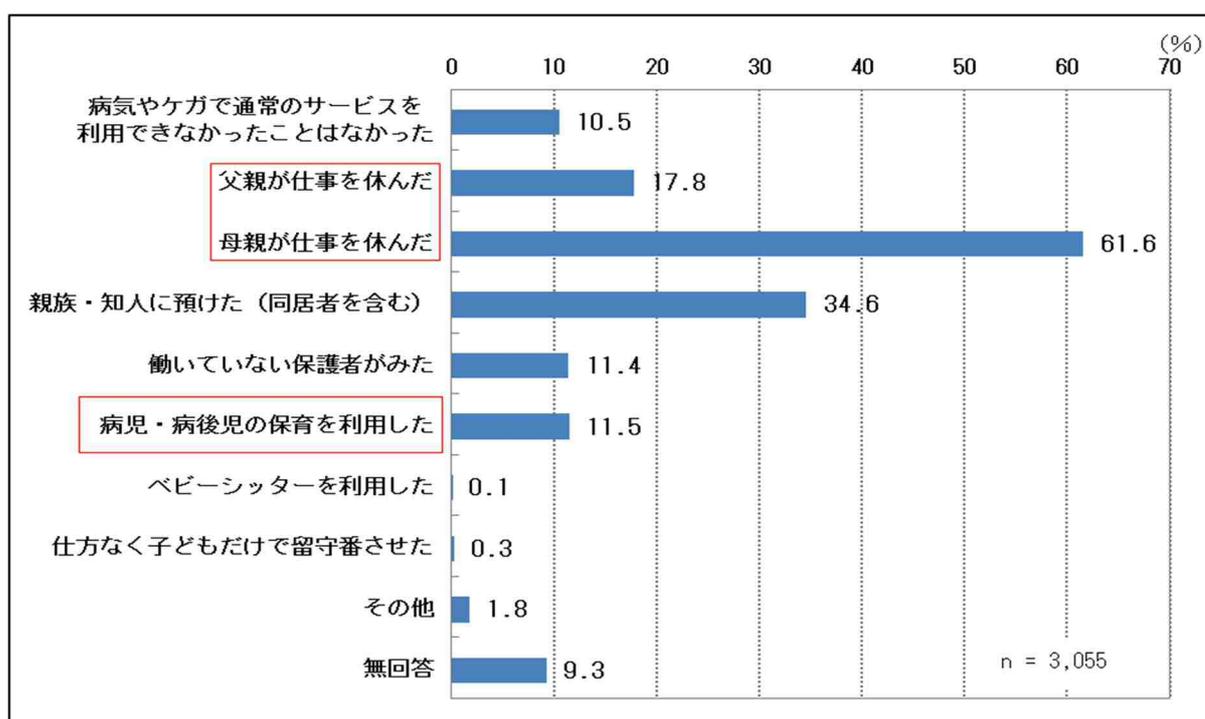
《病児・病後児保育事業利用実績》

年度	H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数	6 箇所				
延利用者数	6,995 人	7,213 人	7,710 人	7,048 人	6,191 人

【ニーズ調査結果】

- 就学前児童の保護者のうち、「子どもが病気やケガで通常の教育・保育サービスが利用できなかった際の対応」としては「母親または父親が仕事を休んだ」が約 80% となっており、「病児・病後児の保育を利用した」は 11.5% となっています。

《病気やケガで通常の教育・保育サービスが利用できなかった際の対応（就学前児童調査）[複数]》



⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

量の見込みと確保策の考え方は、P85～94 参照

[概要]

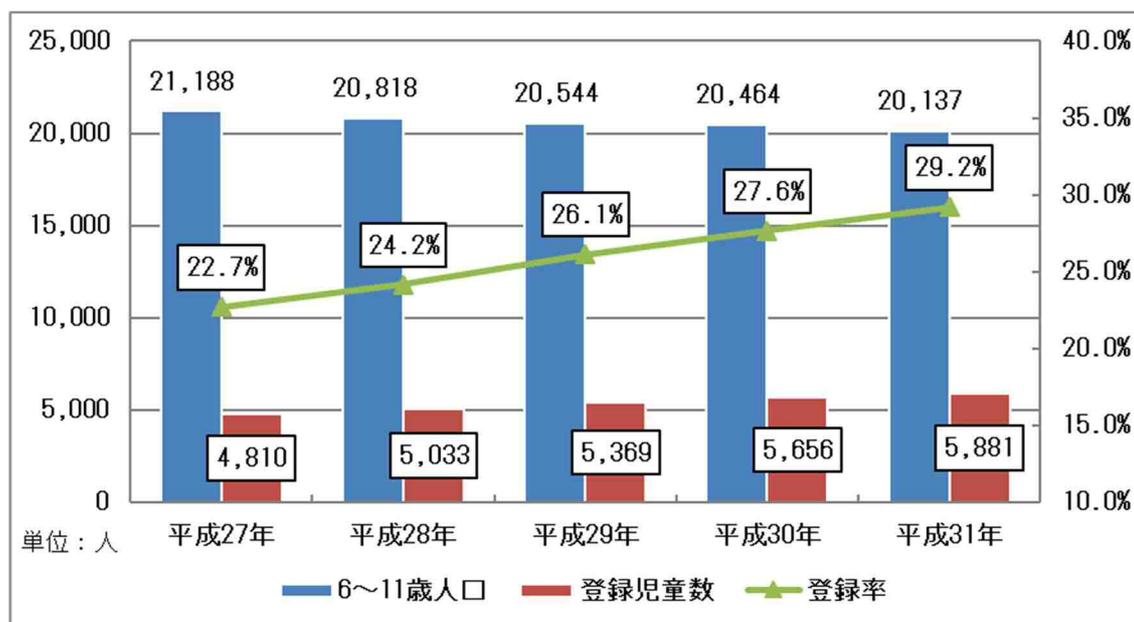
就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。

[現状と課題]

小学校児童数（6～11歳）は、毎年減少しており、今後も減少することが見込まれますが、就学前児童の保育ニーズと同様に、放課後児童クラブのニーズも増加しています。放課後児童クラブが未設置の校区は、平成31年4月1日現在、68校区中6校区あります。

今後も増え続けるニーズに対応するため、定員を確保していく必要があります。

《放課後児童クラブの登録児童数（各年4月1日）》



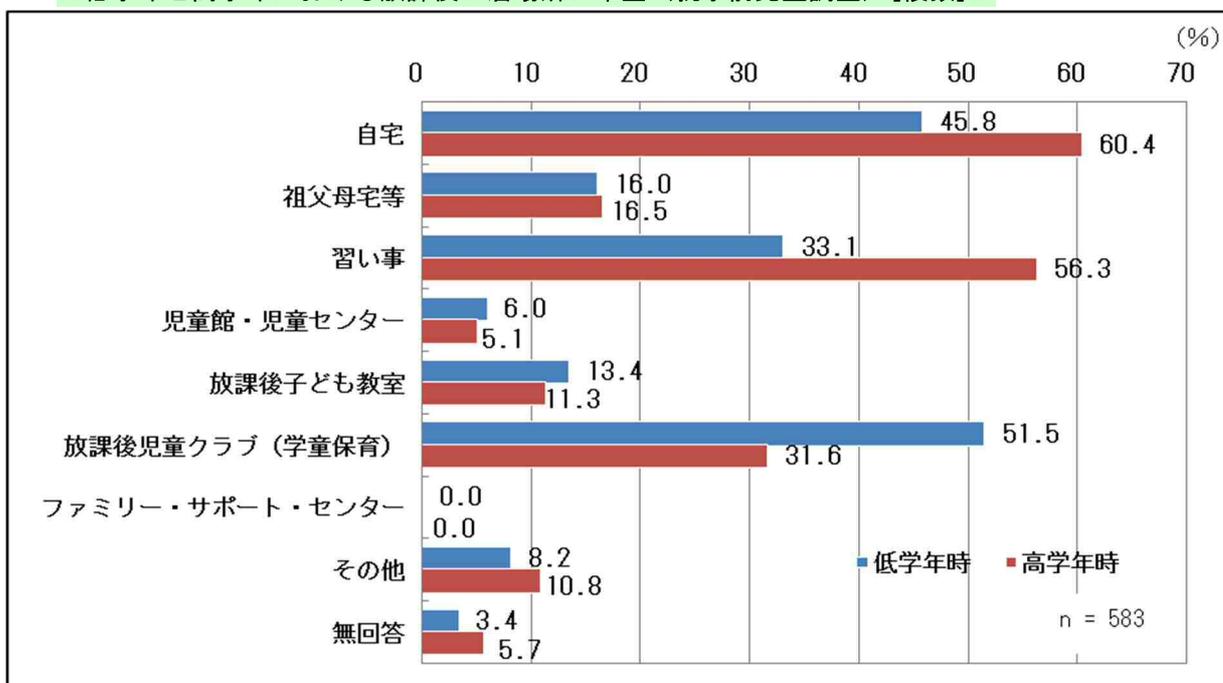
《放課後児童クラブ設置小学校区数とクラブ数》

年度	H27	H28	H29	H30	H31
設置小学校区数	60	59	60	61	62
クラブ数	90 クラブ	90 クラブ	92 クラブ	94 クラブ	96 クラブ

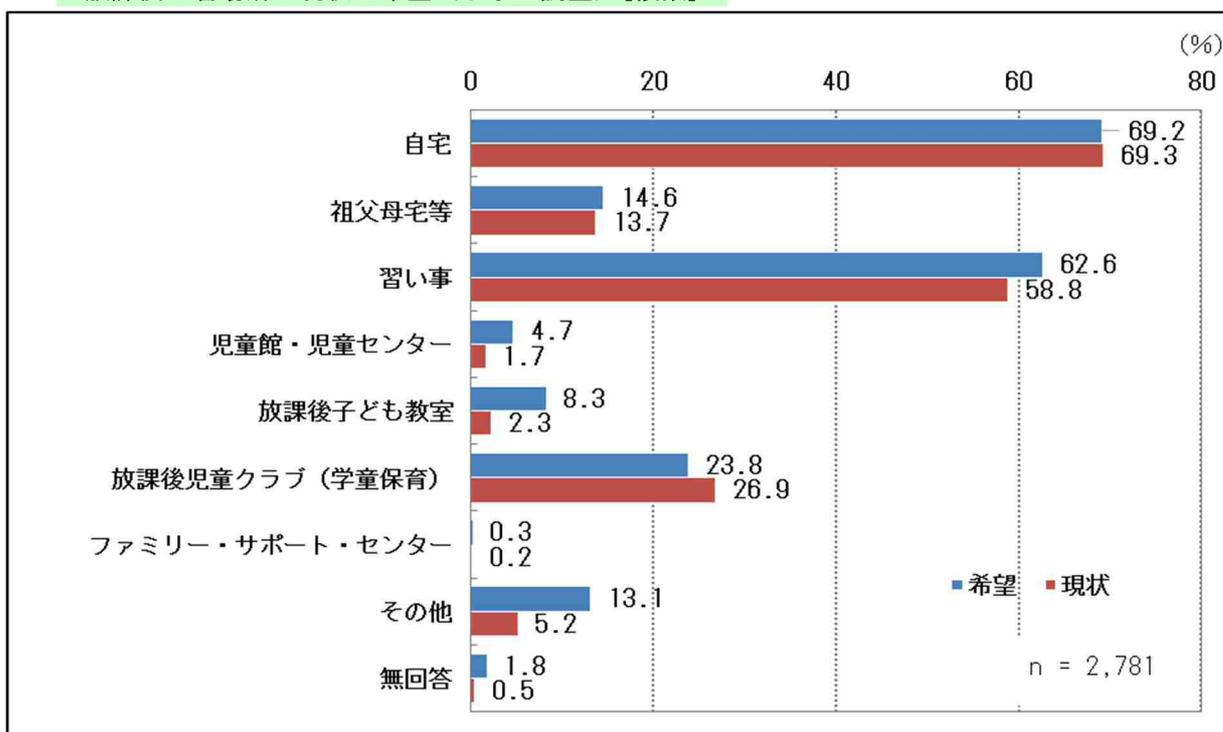
【二一ズ調査結果】

- 現在の小学生の放課後児童クラブの利用希望の状況と比較すると、就学前児童の保護者が利用を希望する割合が高くなっています。

《低学年と高学年における放課後の居場所の希望（就学前児童調査）[複数]》



《放課後の居場所の現状と希望（小学生調査）[複数]》



⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

量の見込みと確保策の考え方は、P94 参照

[概要]

保護者が疾病や就労等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった時に、児童福祉施設等において、短期間その児童の養育等を行う事業。

[現状と課題]

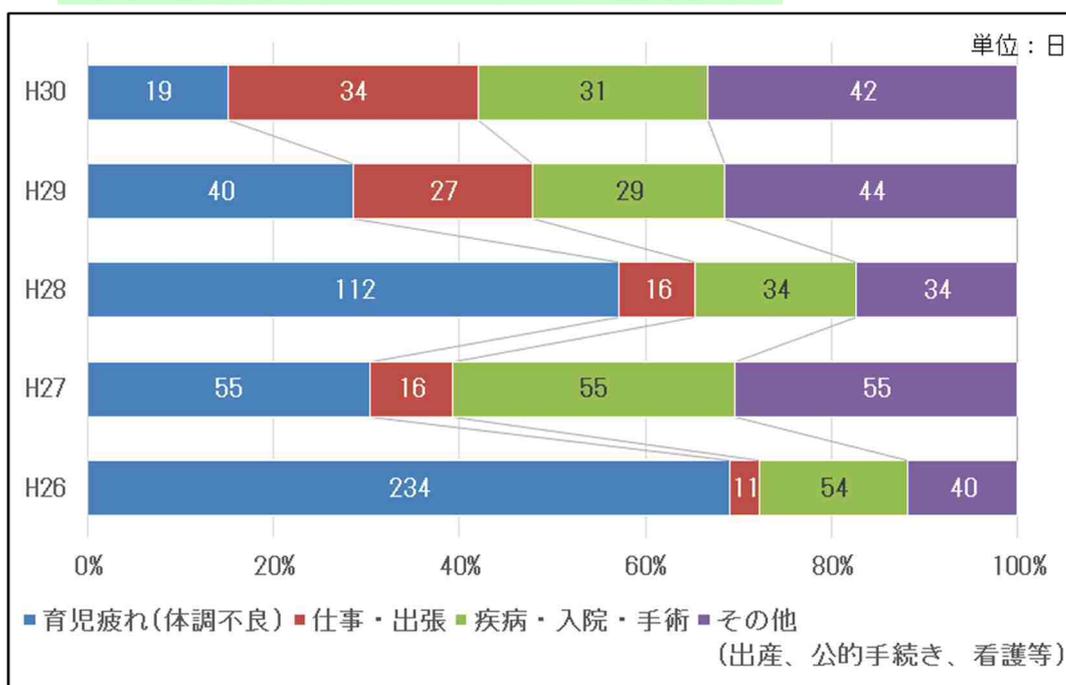
市内4箇所（児童養護施設3箇所、保育所1箇所）及び市外1箇所（乳児院）の計5箇所で開催しており、ニーズには概ね対応しています。仕事・出産など、育児疲れのような養育不安を抱えるケース以外の利用の割合が大きくなってきましたが、全体的な利用日数は減少傾向にあります。

今後は、利用者が身近に利用できるサービスであることについて周知を図るとともに、利用者のニーズにあった対応について更に検討していく必要があります。

《子育て短期支援事業（ショートステイ）利用実績》

年度	H26	H27	H28	H29	H30
延利用日数	339日	181日	196日	140日	126日

《子育て短期支援事業（ショートステイ）事由別利用件数》



⑧妊産婦健康診査事業

量の見込みと確保策の考え方は、P95 参照

[概要]

妊娠高血圧症候群や貧血などの異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦に対する定期健康診査（最大 14 回）と、「産後うつ」の予防などのための産婦健康診査（最大 2 回）を委託医療機関において実施するとともに、県外での受診費用を助成する。また、妊産婦の歯科健康診査を実施する事業。

[現状と課題]

ほとんどの妊婦が適切な時期（妊娠 11 週まで）に母子健康手帳の交付を受け、適切な妊婦一般健康診査の受診と、その後の産婦健康診査の受診につながっており、安全な出産への支援と「産後うつ」の予防などにより、母子の健康増進が図られています。

しかしながら、母子健康手帳を適切な時期（妊娠 11 週まで）に交付を受けていない場合や、適切な時期に交付を受けても、定期的な受診ができていない場合があることから、早期の母子健康手帳取得の周知啓発や継続した受診ができるよう、関係機関と連携して必要な支援を行っていく必要があります。

また、産婦健康診査については、里帰り出産など県外で出産される対象者に対し、助成制度の周知啓発を引き続き行う必要があります。

《妊婦健康診査の実績》

年度	H26	H27	H28	H29	H30
延受診回数	42,431 回	40,837 回	40,126 回	40,264 回	37,497 回
受診率 (11 回まで)	95.2%	93.5%	92.6%	96.0%	95.8%

《母子健康手帳の交付状況》

年度	H26	H27	H28	H29	H30
妊娠 11 週以内	3,166 人	3,096 人	3,103 人	2,985 人	2,779 人
妊娠 12～21 週	152 人	165 人	131 人	138 人	114 人
妊娠 22～27 週	19 人	12 人	13 人	9 人	14 人
妊娠 28 週以降	11 人	15 人	11 人	15 人	7 人
出産後	2 人	4 人	0 人	0 人	3 人
計	3,350 人	3,292 人	3,258 人	3,147 人	2,917 人

⑨乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みと確保策の考え方は、P95 参照

[概要]

生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、子育てに関する情報の提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、保健師の訪問などにつなぐ事業。

[現状と課題]

地域とのつながりを持ち、家庭の孤立化予防を目的に、地域の民生委員・児童委員が対象家庭を訪問し、地域と家庭をつなぐきっかけとなっています。

しかしながら、対象家庭と連絡がつかず、訪問ができない場合もあるため、対象家庭に民生委員・児童委員訪問の事前周知と理解を十分に図り、民生委員・児童委員が実施しやすい仕組みを整えていくとともに、民生委員・児童委員やその他の関係機関と連携して、すべての家庭の子育て状況を把握する必要があります。

《乳児家庭全戸訪問実績》

年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数	3,311人	3,263人	3,160人	3,144人	3,058人
訪問件数	2,857件	2,811件	2,755件	2,701件	2,693件
訪問率	86.3%	86.1%	87.2%	85.9%	88.1%

⑩養育支援訪問事業

量の見込みと確保策の考え方は、P96 参照

[概要]

出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導、家事援助等の支援を行い、児童虐待を未然に防止する事業。

[現状と課題]

児童虐待防止の観点から、支援を必要とする家庭を産科医療機関との連携等により把握し、支援にあたっていますが、対象者にあった養育支援が適切に行われるよう体制を整えていく必要があります。

《養育支援訪問実績》

年度	H26	H27	H28	H29	H30
実人数	11人	11人	9人	12人	17人

⑪利用者支援事業

量の見込みと確保策の考え方は、P96 参照

[概要]

子どもとその保護者等が、個別の状況に応じて、適切な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で教育・保育施設の入所、子どもの預かりや発達状況など子育てに関する日常的な相談に応じ、地域の子育て支援に関する情報を提供するとともに、必要に応じて助言・手続きに必要な窓口等の紹介などを行う事業。

利用者支援事業には、保育コンシェルジュのような教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う「特定型」と、特定型に加え、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有などを行う「基本型」と、保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に上記の利用者支援と地域連携を行う「母子保健型」の類型があります。

長崎市では、現在「母子保健型」を実施し、妊娠、出産期の心身の不調や育児不安を軽減するため、保健師等による相談支援や保健指導を行っています。

[現状と課題]

保健師による母子健康手帳交付時の保健指導や助産師による相談支援を実施していますが、一部の妊産婦に保健指導ができず、出産・育児等に対する不安を十分に把握できない状況があります。

《利用者支援事業実績》

年度	H28	H29	H30
母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

量の見込みと確保策の考え方は、P97 参照

[概要]

幼稚園や保育所等で必要な副食費、教材費・行事費等に要する費用を徴収（実費徴収）する場合に、その一部又は全部を助成する事業。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、施設型給付を受ける施設（保育所・認定こども園・幼稚園（新制度移行））の低所得者世帯等については、副食費が施設型給付費で措置されるが、施設型給付を受けない施設（幼稚園（新制度未移行））においては同様の措置がなされないため、公平性の観点から、施設型給付を受けない施設の低所得者世帯等に対し、副食費の給付を実施しています。

[現状と課題]

施設型給付を受けない施設（幼稚園（新制度未移行））の低所得者世帯等に対し、公平性の観点から、今後も、副食費の給付を実施していく必要があります。

(3) ひとり親家庭への支援

主な取組み・事業は、P112～114 参照

[現状と課題]

ひとり親家庭への支援として、就労の相談・指導、児童扶養手当の支給、母子家庭等への福祉資金の貸付や医療費の助成などを実施していますが、近年、児童扶養手当の所得制限限度額の増額や支給回数の見直しが行われ、これまで以上にひとり親家庭に寄り添った支援へと改正されています。

また、自立支援教育訓練給付金における対象講座、高等職業訓練促進給付金における支給対象期間や福祉資金貸付金における貸付対象が拡充されるなど、ひとり親家庭への就業支援や経済的支援が充実されてきています。

一方で、相談窓口や支援についての公的制度的内容を「知らない」とするひとり親家庭が約 30%～40%存在しているため、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、支援制度の周知を十分に図っていく必要があります。

なお、長崎市における児童扶養手当の認定者数及び実受給者数は、減少傾向にあります。

《児童扶養手当受給者の推移》

年度	H26	H27	H28	H29	H30
認定者数	5,293人	5,238人	5,125人	5,004人	4,878人
うち実受給者数 (全部支給停止者除く)	4,872人	4,806人	4,630人	4,491人	4,323人

【ニーズ調査結果】

- ひとり親の現在の就労形態は、常用雇用が約 50%、臨時雇用・派遣が約 30%ですが、希望は、常用雇用が 60%を超えています。
- 公的制度的内容を「知らない」とするひとり親家庭が約 30%～40%存在しています。

《ひとり親家庭の雇用状況》

	現在	希望
常用雇用	47.9%	64.1%
臨時雇用・派遣	32.8%	12.4%

【資料：「児童扶養手当受給者アンケート（令和元）」】

《ひとり親家庭の主な公的制度的認知状況》

	知っている	知らない
母子・父子自立支援員による相談	44.5%	28.0%
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	45.9%	35.8%

【資料：「児童扶養手当受給者アンケート（令和元）」】